

第29回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、第29回岩手町農業委員会総会は、令和4年11月22日、午後1時30分、岩手町役場第3会議室に招集された。

1、日程並びに今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員及び書記の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告

日程第4 報告第1号 農地法施行規則（転用の例外）該当届について

日程第5 報告第2号 農地法により貸借された農地の解約について

日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第7 議案第2号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第8 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

農業委員

1番 佐々木 金見

3番 田中 正志

4番 佐々木 夏子

5番 福浦 昌博

6番 福士 好子

7番 府金 秀一

8番 瀬川 浩美

9番 幅 清一(職務代理)

(議長)10番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

2番 乙茂内 丈久

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員等は、次のとおりである。

事務局長 八戸 裕雄

局長補佐 田村 育江

農地利用係長 千葉 優子

主事 藤川 翔太郎

農地利用最適化推進委員 早坂 浩美

農地利用最適化推進委員 今松 一広

(開会時刻 午後 1 時30分)

◎開会・開議の宣言

議 長 ただいまから第29回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎会議録署名委員及び書記の指名

議 長 日程第1、会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名します。

3番田中正志委員、6番福士好子委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の千葉係長をお願いいたします。

◎会期の決定について

議 長 日程第2、会期の決定について、を議題とします。お諮りします。本総会の会期を本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、会期を本日1日間と決定いたしました。

◎業務報告

議 長 日程第3、業務報告に入ります。事務局より業務報告をお願いします。

事務局 長 総会資料とは別の一枚もの、農業委員会業務報告をご覧ください。
(資料に基づき説明)

議 長 以上で業務報告を終わります。

◎報告第1号

議 長 日程第4、報告第1号、農地法施行規則、転用の例外該当届について、を議題とします。事務局より提案説明を求めます。

局長 補佐 報告第1号。議案書は、4ページをご覧ください。

農地法施行規則、転用の例外該当届について、農地法施行規則第53条第14号の規定により、転用の例外届があったので報告するものであります。
議案書5ページをご覧ください。

番号7、土地の所在、大字土川第4地割地内の田1,957㎡の内2.25㎡について、●●株式会社が、無線基地局を設置するものでございます。今後、11月29日より12月6日までの工事予定でございます。場所、事業計画書等詳細につきましては、6ページから9ページをご覧ください。

番号8、土地の所在、大字土川第1地割地内の畑4,506㎡の内2.25㎡について、同じく●●株式会社が、無線基地局を設置するものでございます。今後、11月30日より12月7日までの工事予定でございます。

場所、事業計画書等詳細につきましては、10ページから12ページ、また、装柱につきましては、先ほどの番号7の9ページをご覧ください。

以上報告を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認め、以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号

議 長 日程第5、報告第2号、農地法により貸借された農地の解約について、を議題とします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案書は、13ページをご覧ください。

農地法により貸借された農地の解約について、貸借の合意解約の通知があったので報告するものでございます。

議案書は、14ページをご覧ください。

番号26、土地の所在は、大字久保第1地割地内の田6筆8,998㎡、畑3筆28,472㎡、合計9筆、面積37,470㎡において、記載の農家さんが、キャベツ、大根等を作付けするため借受けておりましたが、今後耕作して行くことが難しいとのことで双方合意により解約するものでございます。

なお、所有者の方は、今まで野菜を耕作していた経緯があるため、今後も野菜農家さんに貸借していきたい意向があります。情報がありましたら、事務局までお知らせいただきたいと思えます。

以上、報告を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑ございませんか。

9 番 幅 委 員 場所は大字久保だが、集落はどこか。

局長補佐 豊岡です。

議長 長 ここは今年まで耕作していたんですね。次年度からですね。後ございませんか。

(なしの声)

議長 長 質疑なしと認め、以上で報告第2号を終わります。

◎議案第1号

議長 長 日程第6、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局長補佐 議案第1号。議案書は、15ページをご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、農地法施行令第1条第1項の規定により提出された許可申請について可否の決定を求めるものでございます。

16ページをご覧ください。

番号11、土地の所在は、大字川口第10、11、12地割地内の田11筆10,887㎡、畑2筆2,779.83㎡、合計13筆13,666.83㎡について、親族間において使用貸借し耕作していくものでございます。この案件は、先月の総会にて親子間で使用貸借権を設定していたものを解約したもので、今回再度、親族間において使用貸借権を設定するものでございます。

17ページをご覧ください。

番号12、土地の所在は同じく大字川口第11地割地内の田2筆4,469㎡について、所有者が町外に在住し労力不足のため耕作できないとのことにより記載の方が使用貸借により借受け耕作していくものであります。

場所につきましては、18から20ページをご覧ください。

21ページをご覧ください。

番号13、土地の所在は、大字川口第34、35、36地割地内の29筆、田14筆7,375㎡、畑15筆52,848㎡、合計29筆60,233㎡について、親子間にて贈与し耕作していくものでございます。

この農地については、昨年度中間管理事業により農地の貸借を行ったところでありましたが、今回贈与により所有者を変更しましたので、今後再度、中間管理事業により契約を行う予定でございます。

場所につきましては、24ページをご覧ください。

以上、説明を終わります。

なお、現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いします。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査員の方より調査報告をお願いします。

早坂推進委員 現地調査の結果について、推進委員の早坂から報告いたします。

本日、午前9時から府金委員、今松推進委員と事務局で現地を確認して参りました。

3条申請の受付番号11番から13番の農地について報告します。

11番の農地は●●を中心として東西に分かれて点在しており、12番の農地も含め半数以上が北上川沿いに位置しておりました。田、畑共にそれぞれ地目通りの管理がされておりました。

13番の農地は●●のバス停留所から北東約400メートルの所に一団としてあり、主に牧草地として耕作管理されておりました。

いずれの申請も譲り受ける側の機械および労働力は確保されており、問題ないと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長 ただいま3件の報告をいただきました。質疑ございませんか。

4番佐々木委員 ●●さんは新規就農の方ですか。認定農業者を目指すのですか。

局 長 補 佐 はい。夫婦で就農します。

議 長 他ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を打ち切り、これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎議案第2号

議 長 日程第7、議案第2号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

局長 補佐 議案第2号。議案書は25ページをご覧ください。

農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、農地法の適用外証明願が提出されたので可否の決定を求めるものでございます。

番号16、土地の所在は、大字江刈内19地割地内の現状畑となっている1,796㎡について、昭和50年代に県道の道路整備が行われ耕作ができなくなったことと、その後、隣地の所有者の建築物が越境して設置されており現在に至っているものでございます。

場所につきましては、27ページをご覧ください。

続いて番号17、土地の所在は、大字五日市第12地割地内の畑について47年以上前に記載の方が土地を所有した時点で隣接道路の側溝が設置されており、一体的に通路として利用しており現在に至った場所であります。

場所等につきましては、28ページをご覧ください。

以上、事務局説明を終わります。

なお、現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いします。

議長 続いて、現地調査の報告を担当委員からお願いします。

今松一広推進委員 現地調査の結果について、推進委員の今松から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

適用外証明願の受付番号16番、17番の農地について報告します。

16番の対象地は、大坊地区の国道281号線沿い●●隣にあり、申請通りの場所ですが隣の建物が境界を越えて建っていることを確認いたしました。

17番の対象地は、●●の西100メートルの所にあり、申請の通り通路と一体的に利用されている、側溝の部分が非農地扱いとなることを確認いたしました。

それぞれの対象地において、今後農地に復元することは困難であり、農地法の適用を受けない非農地とすることは、やむを得ないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 長 ただいま2件の現地調査の説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 長 それでは質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第2号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたします。

◎議案第3号

議 長 次に日程第8、議案第3号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第3号。議案書は29ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき策定された令和4年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求めるものでございます。

30ページをご覧ください。

番号130について、岩手県農業公社の売買支援事業により売買するものでございます。

大字土川第3地割地内の畑2筆、計16,796㎡について、先月の総会にて岩手県農業公社へ売買する承認を頂いたものでございます。今回は、農業公社が記載の担い手の方に同額である記載の金額で売買し、所有権移転するものです。

以上、説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、可とすることに賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第3号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎閉会の宣言

議 長 以上で、本日の日程は終了しました。
これをもちまして会議を閉じ、第29回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時03分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名する。

議長（会長）

3 番

6 番